

丹生谷合併協議会だより



鷲敷町



相生町



上那賀町



木沢村



木頭村



第 11 号-2004 年 9 月

第 11 回合併協議会を開催

日時 平成 16 年 9 月 10 日 (金)
午後 1 時 20 分～午後 3 時 45 分
場所 相生ふるさと交流館 2 F 会議室

第 11 回丹生谷合併協議会を上記日程により開催し、「丹生谷合併協議会規約に関する協議書について」「財産の取扱い」「保健衛生事業（環境）」についての報告の後、「農林水産関係事業」「商工・観光関係事業」「建設関係事業」「障害者福祉事業」「高齢者福祉事業」「児童福祉事業」「保育事業」の 7 項目についての協議を行いました。



集中豪雨による被災への救援・復興活動等に対してのお礼の言葉を述べる、野村上那賀町長（写真上）と中東木沢村長（写真下）。



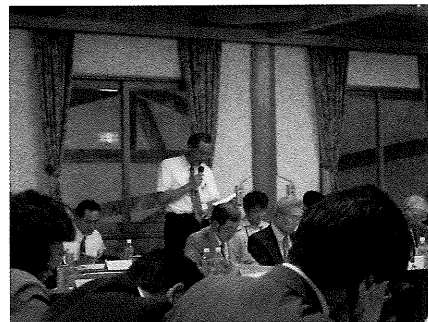
第 11 回合併協議会日程

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 開 会 | 51 建設関係事業について |
| 2 会議録署名委員の指名 | 52 障害者福祉事業について |
| 3 会長挨拶 | 53 高齢者福祉事業について |
| 4 報告事項 | 54 児童福祉事業について |
| 1 丹生谷合併協議会規約に関する協議書について | 55 保育事業について |
| 2 財産の取扱い | 6 第 12 回協議会日程について |
| 3 保健衛生事業（環境） | 7 第 12 回協議会の協議内容について |
| 5 協議事項 | 8 その他 |
| 49 農林水産関係事業について | 9 閉 会 |
| 50 商工・観光関係事業について | |

農林水産関係事業について

◆農林水産関係事業についての協議を行い、以下のとおり承認されました。

1. 農業関係事業については、
 - ①国又は県の補助事業及び継続事業については、原則として現行のとおりに新町に引き継ぐ。なお、受益者負担金については、新町において調整する。
 - ②農道については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
 - ③農業振興地域整備計画については、現行の計画に基づき新町において策定する。
 - ④担い手対策事業については、新町において調整する。
 - ⑤鳥獣被害対策については、関係機関との協議により新町において調整する。
2. 林業関係事業については、
 - ①国又は県の補助事業及び継続事業については、原則として現行のとおりに新町に引き継ぐ。なお、受益者負担金については、新町において調整する。
 - ②林道及び作業道については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
 - ③森林整備地域活動支援交付金については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
 - ④町単独間伐対策事業については、新町において調整する。
 - ⑤担い手対策事業については、新町において調整する。
 - ⑥鳥獣被害対策については、関係機関との協議により新町において調整する。
3. 水産業関係事業については、新町において調整する。



商工・観光関係事業について

◆商工・観光関係事業についての協議を行い、以下のとおり承認されました。

1. 企業誘致の推進に努める。
2. 観光関連施設については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。施設の管理については、現行の管理受託者を基本とし新町において調整する。
3. 各種イベントについては、地域の実情や状況を尊重しながら、新町において運営方法等の調整を図る。
4. 金融制度については、現行制度をもとに新町において調整する。

建設関係事業について

◆建設関係事業についての協議を行い、以下のとおり承認されました。

1. 国又は県の補助事業及び継続事業については、原則として現行のとおりに新町に引き継ぐ。なお、受益者負担金については新町において調整する。
2. 町村道については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
3. 地籍調査事業については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
4. 公営住宅については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
5. 入札・契約に関する取扱いについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を勘案しながら、新町において調整する。

障害者福祉事業について

◆障害者福祉事業についての協議を行い、以下のとおり承認されました。

1. 障害者福祉事業の各制度で国又は県が定める制度については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
2. 障害者福祉施設への支援については、新町に引き継ぐ。
3. 障害者計画については、新町において策定する。

高齢者福祉事業について

◆高齢者福祉事業についての協議を行い、以下のとおり承認されました。

1. 高齢者保健福祉計画、地域福祉計画については、新町において策定する。
2. 在宅福祉関係事業については、国、県の制度に基づき実施し、高齢者福祉の向上を図る。
3. 老人保護措置については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
4. 福祉施設の管理運営については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
5. 各町村が独自に実施している制度または事業については、原則廃止し、必要な事業については、新町において検討する。
6. 敬老会については、新町において実施するものとし、対象年齢、開催方法及び事業内容については、新町において速やかに調整するものとする。



児童福祉事業について

◆児童福祉事業についての協議を行い、以下のとおり承認されました。

1. 国又は県が定める制度については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
2. 乳幼児医療費助成事業については、合併までに調整する。
3. 次世代育成支援対策市町村行動計画については、合併までに策定する。

保育事業について

◆保育事業についての協議を行い、以下のとおり承認されました。

1. 保育所の新設や統廃合などの施設整備については、新町において検討する。
2. 保育所や幼稚園の特性に応じた保育の役割分担については、新町において検討する。
3. 乳幼児保育、延長保育、休日保育及び一時保育については、新町において調整し、保育の充実を図る。
4. 保育時間及び保育料については、合併時に調整し、合併次年度から施行する。
5. 障害児保育、子育て支援センター事業については、新町において検討する。



合併協議会だよりの発行を通じて、協議会での審議の過程を逐次お知らせ致します。合併問題を考える際に
お役立て下さい。

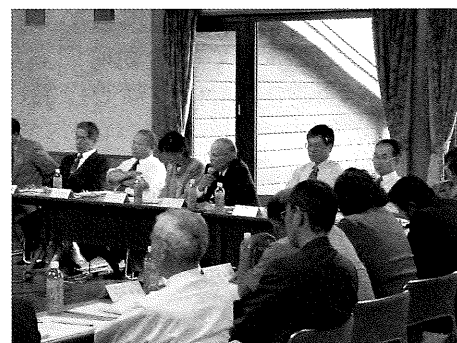
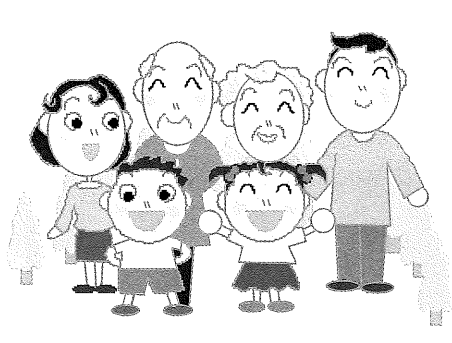
また、合併協議会の会議録と会議に提出された資料等については、合併協議会事務局、各町村役場及び支所
で閲覧することができます。

那賀町まちづくり計画検討会

平成16年9月10日(金)

相生ふるさと交流館2F会議室

那賀町まちづくり計画の検討会を開催し、まちづくり計画について意見交換を行いました。



第12回丹生谷合併協議会の開催日時や場所については、丹生谷合併協議会事務局までお問い合わせ下さい。

協議会の会議は原則公開であり、どなたでも傍聴することができますのでお気軽にお越し下さい。

ただし、傍聴席数の都合により、傍聴者多数の場合は制限をさせて頂く場合がありますのでご了承ください。



編集発行 丹生谷合併協議会事務局
〒771-5411 徳島県那賀郡相生町横石字大板 35 番地 (相生ふるさと交流館内)
TEL (0884) 64-0555 FAX (0884) 64-0557

